一宮市下水道排水設備指定工事店 提出書類一覧表

届出の種類			申請書	変更届	登記簿 謄本	定款	外観 写真	付近 見取図	住民票 の写し	誓約書	機械器 具調書	指定証 の返納	備考
新規•更新		法人	0		0	0	0	0		0	0		責任技術者証の写し
		個人	0				0	0	0	0	0		
指定事項の変更	組織変更	有限→株式等の 組織変更		0	0	0						0	法人格の同一性が維持される組 織変更の場合
		法人→個人/ 個人→法人 廃止して新規指定											
	氏名・名称 の変更	法人(商号変更)		0	0	0						0	
		個人(氏の変更等)		0					0			0	
		個人(屋号の変更)		0								0	
	代衣伯 亦由	法人		0	0					0		0	
		個人 廃止して新規指定											
	役員変更	選任		0	0					0			
		解任		0	0								
	住所変更	法人		0	0		0	0					
		個人		0			0	0	0				
	変更	法人		0	0								登記簿謄本及び住民票等の代わ りに住民表示変更証明書も可
		個人		0					0				
	電話番号· FAX番号			0									
責任技術	行者の増減		変更届(新	所規の場合	は不要)、	責任技術	者名簿、責	任技術者	証の写し()	選任の場合	à)		

責任技術者の増減	変更届(新規の場合は不要)、責任技術者名簿、責任技術者証の写し(選任の場合)
事業の廃止・休止・再開	指定工事店廃止・休止・再開届、指定証の返納(再開は不要)
指定証再交付	指定工事店証再交付申請書、指定証の返納(紛失は不要)

- 1.指定事項に変更があったとき、変更があった日から30日以内に届出してください。
- 2.排水設備事業を廃止又は休止したときはその日から30日以内、再開したときはその日から10日以内に届出してください。